

令和3年度 千葉市発達障害者支援地域協議会 議事要旨

I 日時 令和4年3月23日(水) 13:15~14:30

II 会場 中央コミュニティセンター9階 93会議室

III 出席者

(委員) 杉田座長、大濱委員、鈴木由歌委員、田中委員、仲村委員、信金委員、藤尾委員、古野委員、穂積委員、松尾委員、山森委員、鈴木清由委員、山田委員、谷口委員、矢野委員、大坪委員、高柳委員、白井委員、加藤委員

(代理出席) 小山恵美子氏(小山徹信委員代理)

(オブザーバー) 泉氏

計21名

(事務局) 障害者自立支援課: 今野主査、吉川主任主事

(説明者) 発達障害者支援センター 奥田氏、田宮氏、高橋氏

IV 配付資料

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 年度別実績報告一覧表(平成29年度~令和3年度) |
| 資料2 | 支援件数の推移 |
| 資料3-1 | 令和2年度 千葉市発達障害者支援センター運営事業報告 |
| 資料3-2 | 令和2年度 千葉市発達障害等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)事業報告 |
| 資料4-1 | 令和3年度 千葉市発達障害者支援センター運営事業経過報告 |
| 資料4-2 | 令和3年度 千葉市発達障害等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)経過報告 |
| 資料5 | 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について |
| 資料6 | 千葉市発達障害者支援センターにおける巡回相談員増員について |
| 資料7 | 療育相談所での心理判定員による意見書発行について |
| 資料8 | 教育・福祉連携推進のための研修実施ガイド |

V 議事概要

(1) 座長の選出について

委員の互選により、杉田委員を座長とすることに決定した。

(2) 千葉市発達障害者支援センターの相談状況について

発達障害者支援センター奥田氏、田宮氏、高橋氏より、資料1~4-2に基づき説明し、意見交換を行った。

(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について

谷口委員より、資料5に基づき説明し、意見交換を行った。

(4) 巡回相談事業について

今野主査より、資料6及び7に基づき説明し、意見交換を行った。

(5) 療育相談所での心理判定員による意見書発行について

谷口委員より、資料7に基づき説明し、意見交換を行った。

(6) 教育・福祉連携推進のための研修実施ガイドの紹介

泉氏より、資料7に基づき情報提供を行った。

□ 議事要旨の確定方法について

本協議会の議事要旨について、事務局、座長への一任をもって確定することを提案し、出席委員より承認を得た。

VI 主な質疑及び意見について

(1) 千葉県発達障害者支援センターの相談状況について

○巡回相談事業の結果を保育所の嘱託医に報告をしているか。(大濱委員)

○各施設で相談しているケースはあるかもしれないが、こちらから直接、お伝えするという事は行っていない。(仲村委員)

○嘱託医としては知るということは非常に大切なことと思うので、相談事業からでなくても保育園等から必ず嘱託医にも連絡をしていただく。そういった確認をしていただけるとありがたい。

(大濱委員)

○嘱託医への報告を保護者が望まれるかどうか、報告するかどうかになると思う。必ずしも嘱託医への報告を望まれるかという、保護者がそれを望まないこともあると思う。保護者同意を得ずに嘱託医に報告するという事は、幼稚園等としては難しいと思う。(鈴木由歌委員)

○嘱託医の先生と連携を取ることによって、どういう効果があがるのか、ご本人への支援にどのようにプラスにつながっていくのかを保護者の方にお伝えするようなプリントのようなものがあったらいいのかなと思う。その上で、それを望む・望まないというのは、その後の選択になってくると思う。(藤尾委員)

○すくすくサポートの実施主体は千葉県なので、その連携についてどのように取り扱うかということをご意見をいただいたと考えております。例えば、個人情報個人の情報をそのままストレートにお伝えはできないかもしれないし、同意を取る・取らないという手法もあるかもしれないし、情報の出し方については、どういった出し方ができるかということを検討したい。(鈴木清由委員)

(2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について

○放課後等デイサービス自体の中身の問題が取りあげられているが、それについて指定管理する側として、何か今、取り組んでいることはあるのか。(藤尾委員)

○放課後等デイサービスのサービスの質が低いと国も危惧しているようである。3年に一度、報酬の支払いの見直しが行われており、次回の報酬改定の時には、より高い質のサービスを提供している事業所に対して、高い報酬をつけるというような改定の見直しを検討しているという内容も出ているようである。また、必ず年1回、集団指導という形で、事業所に他市事業所の事例などを示し、参考にしてもらうことをしている。(谷口委員)

○市内の事業所で横の連携を模索しているところでもある。問題意識を高く持っている事業所もある一方で、そうでない事業所もある。安心安全に預かってもらうというところを探すのが重要である。(小山氏)

(3) 巡回相談事業について

○巡回相談事業は発達障害の早期発見・早期療育に重要であるため、待機時間の解消につながる対応する職員の増員は極めて重要である。ぜひ、この巡回相談事業を積極的に活用していただきたい。(杉田座長)

(4) 療育相談所での心理判定員による意見書発行について

- 診断と意見書発行の二本立てにすることは非常に良い事であると思う。支給決定までの期間を短縮させるということだが、今までどの程度の時間がかかっているのか、どのくらい短縮できるのか。(大濱委員)
- 今のフローだと、6. 5～7か月かかっていると聞いている。初めての試みなので、詳細は分からないところもあるが、半減させることを想定している。来年度運用してみてどの程度短縮できるかが課題である。(谷口委員)
- 他市と比べ、千葉市の待機時間は長く、早期療育につながらなかった例もあったと思っている。今回の心理判定員2人増員をきっかけに今後のあり方について考えていこうと思う。(杉田座長)